老人福祉法に基づく届出について

介護保険法のサービスのうち、座間市において指定している次のサービスを提供する事業者は、介護保険法とは別に老人福祉法に基づく各種届出を神奈川県へ行う必要があります。事業開始時や届出事項に変更があったとき、事業を休廃止する場合等には、手続きに遺漏のないよう確認をお願いします。

○届出対象事業

介護保険上のサービス名	老人福祉法上の事業名
定期巡回·随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 第1号訪問事業	老人居宅介護等事業
認知症対応型通所介護 地域密着型通所介護 第1号通所事業	老人デイサービス事業
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護事業
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	認知症対応型老人共同生活援助事業
看護小規模多機能型居宅介護	複合型サービス福祉事業

○届出先 ⇒ 神奈川県

詳細は、神奈川県のホームページ「介護情報サービスかながわ」で御確認ください。